マイナンバーについて

提出の税務関係書類にマイナンバーの記載が義務付けられましたのでご案内致します。

* また、昨年すでに従業員様（のご家族様）のマイナンバーを取得している場合、

変更がないことをお互い確認し、一定の確認作業省略の合意作業を行えば、

本年度“記載不要”とできます。

【年調対象者以外にマイナンバーの収集が必要な方】

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 年間支払額 |
| 退職した従業員の内本年の給与等総額が30万円を超える者 | 30万超 |
| 家主が個人の場合、その個人 ※法人のお客様に限ります。 | 15万円超 |
| 個人から不動産を購入した場合、その個人 | 100万超 |
| 弁護士・社労士・司法書士など士業を営む個人 | 5万超 |
| 講演、賞金、モデル、カメラマンなどの個人 | 5万超 |

マイナンバーは特定個人情報ですので取扱を慎重にお願い致します。

また提出を断られることもあるかと思います。

その場合は断られたという記録を残すようにお願い致します。

【提出を断られた時】

1. マイナンバーの提出を求めた日
2. 提出を断られた理由

（③再度提出を求めた日）←可能であれば

を記録、保管してください。　※収集に関して努力義務があるとされています。

【記載されたマイナンバーが正しいか確認する人】

社員様や上記対象者（源泉徴収票及び支払調書提出者）分・・・会社

社員様の扶養家族・・・社員様

※ ①確認は運転免許証等＆通知カードもしくは ②番号カードにて行ってください。

気になることがございましたら、担当者ないしは弊社スタッフへご連絡ください。

（税理士法人マスエージェント　大阪支社　Tel：06-6344-6558）